

第 8 期 嘉 島 町

概 要 版

高 齢 者 保 健 福 祉 計 画 ・ 介 護 保 険 事 業 計 画

計 画 策 定 の 趣 旨

「第 8 期嘉島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）は、国が示す「地域共生社会」の考え方を踏まえ、継続して地域包括ケアシステムの充実を進めるとともに、団塊の世代(戦後ベビーブーム世代：昭和 22 年～24 年生まれ)が 75 歳以上を迎える 2025 年(令和 7 年)、さらに現役世代が急減することが見込まれている 2040 年（令和 22 年）も念頭に置き、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりの実現に向けて策定しました。



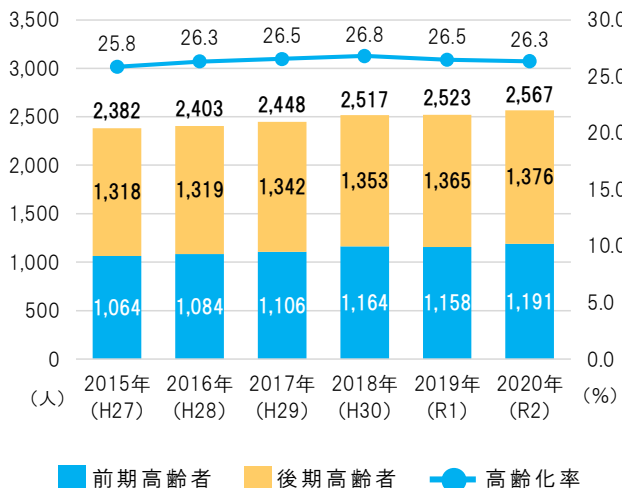
計 画 の 期 間

本計画は、2021 年度（令和 3 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）までの 3 年間です。介護保険料については 3 年間を通じて、均衡が保たれるように検討しています。

嘉 島 町 の 現 状

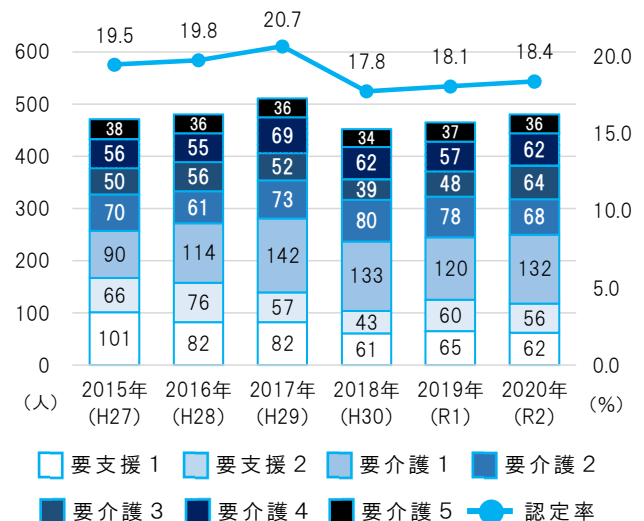
高 齢 者 数 と 高 齢 化 率 の 推 移

前期高齢者、後期高齢者ともに増加傾向にあります。



要 支 援 ・ 要 介 護 認 定 者 数 の 推 移

平成 30 年から増加傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年 9 月 30 日現在）

資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月末時点）を基に推計

計画の基本理念

すべての高齢者が活力と生きがいを持って

安心・健康に暮らせるまち

本計画では、「嘉島町総合計画」で掲げた3つの将来像である「活力と魅力あふれるまちづくり」、「安全で安心して暮らせるまちづくり」、「『人』が主役のまちづくり」を踏まえ、地域共生社会の実現と高齢者の自立支援・重度化防止を推進するため、2025年度(令和7年度)、2040年度(令和22年度)を見据えて、現行計画の基本理念を踏襲します。

基本目標 1

生涯現役を目指した健康づくり、 介護予防・自立支援の推進

(1) 健康づくりの推進と 健康寿命の延伸

- 健康教室の開催
(さんさん教室)
- 健診・検診の受診勧奨
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
- 介護予防健診の実施

重点 (2) 介護予防事業の推進

- 脳いきいき事業
- サロンリーダー養成
- 地域サロンでの介護予防活動の推進

ほか

(3) 自立支援型 地域ケア会議の充実

- 地域ケア会議の開催
- 専門職の参加継続



基本目標 2

高齢者も地域の一員として支え合う 地域共生社会の実現

重点 (1) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備

- 訪問型サービスの充実
- 通所型サービスの充実
- 新しい生活支援サービスの検討

ほか

(2) 高齢者の生活基盤の整備

- 緊急通報体制整備事業

ほか



支援・介護が必要になっても、安心して地域で暮らせる体制の構築

重点

(1) 「予防」と「共生」の認知症施策の推進

- 認知症サポーターの養成・活動活性化
- 認知症ケアパスの普及
- 認知症カフェの開催
- 認知症初期集中支援チームの活用
- 認知症疾患医療センターとの連携推進

ほか

(2) 医療・介護連携の推進

- 嘉島町在宅医療連携体制検討会議の開催
- ICTを活用した医療・介護連携の推進

(3)

地域包括支援センターの機能強化

- 介護予防事業の周知
- 総合相談・支援の実施
- 権利擁護事業の実施
- 地域資源の把握

ほか

(4)

高齢者の虐待防止と消費者被害防止

- 高齢者虐待防止啓発
- 消費者被害防止啓発



(5)

権利擁護のための体制の充実

- 地域連携ネットワークの構築
- 成年後見制度の利用支援

ほか

(6)

防災・感染症対策の推進

- 事業所における災害に対する備えの検討
- 感染症に対する備えの検討
- 要援護者等における災害に対する備えの検討

重点

認知症との「共生」って？

「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味です。

この計画では、「共生」と「予防」を車の両輪として取り組みを推進していくことで、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指しています。

持続可能な介護保険制度の円滑な運営

(1)

介護人材の確保と負担軽減施策の推進

- 就職セミナー等の活用
- 介護支援専門員研修等の充実
- 介護従事者の負担軽減

(2)

介護サービスの質の向上

- 地域密着型サービスの質の向上
- 地域密着型サービス事業所の運営推進会議への出席
- 介護相談員派遣事業

(3)

介護給付費の適正化

- ケアプラン・住宅改修点検
- 医療情報突合・縦覧点検
- 介護給付費通知実施

ほか

第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会全体で支えていく仕組みであり、その財源となる介護保険の費用は、第1号被保険者である65歳以上の方が納める介護保険料だけでなく、国・県・町による公費(税金)と第2号被保険者である40～64歳の方が納める保険料からまかなわれています。令和3年(2021年)から令和5年(2023年)の3年間の第1号被保険者の基準月額は以下の通りです。

第8期介護保険 基準保険料

5,700円/月 (68,400円/年)

段階	対象	保険料率	保険料額		
			月額	年額	
第1段階	世帯全員が町民税非課税	老齢福祉年金を受けている人又は生活保護受給の人	基準額×0.5 (0.3)	2,850 (1,710)	34,200 (20,520)
		前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円以下の人			
第2段階	世帯の誰かが町民税課税	前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.75 (0.5)	4,275 (2,850)	51,300 (34,200)
第3段階		前年の本人合計所得+課税年金収入が120万円を超える人	基準額×0.75 (0.7)	4,275 (3,990)	51,300 (47,880)
第4段階		本人が町民税非課税で前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	基準額×0.90	5,130	61,560
第5段階	本人が町民税課税	本人が町民税非課税で前年の本人合計所得+課税年金収入が80万円を超える人	基準額	5,700	68,400
第6段階		前年の本人合計所得が120万円未満の人	基準額×1.20	6,840	82,080
第7段階		前年の本人合計所得が120万円以上210万円未満の人	基準額×1.30	7,410	88,920
第8段階		前年の本人合計所得が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.50	8,550	102,600
第9段階		前年の本人合計所得が320万円以上の人	基準額×1.70	9,690	116,280

※ () 内は非課税世帯を対象とした公費負担による保険料率/保険料額です。

